

令和7年版厚生労働白書 正誤表

「令和7年版厚生労働白書」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、HP上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
資料編 169頁	概要	<p>育児休業 賃金の支払義務なし／育児休業給付金(賃金の67%又は50%)、 <u>出生後休業支援給付(賃金の13%)</u>あり</p> <p><input type="checkbox"/> 子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障 ※子が1歳に達するまでに分割して原則2回まで取得可能</p>	<p>育児休業 賃金の支払義務なし／育児休業給付金(賃金の67%又は50%)、 <u>出生後休業支援給付金(賃金の13%)</u>あり</p> <p><input type="checkbox"/> 子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障 ※子が1歳に達するまでに分割して原則2回まで取得可能</p>
		<p>出生時育児休業(産後パパ育休) 賃金の支払義務なし／<u>育児休業給付(賃金の67%)</u>、<u>出生時休業支援給付(賃金の13%)</u>あり</p> <p><input type="checkbox"/> 子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業（産後パパ育休）の権利を保障 ※2回に分割して取得可能、育児休業とは別に取得可能</p>	<p>出生時育児休業(産後パパ育休) 賃金の支払義務なし／<u>出生時育児休業給付金(賃金の67%)</u>、<u>出生後休業支援給付金(賃金の13%)</u>あり</p> <p><input type="checkbox"/> 子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業（産後パパ育休）の権利を保障 ※2回に分割して取得可能、育児休業とは別に取得可能</p>
		<p>子を養育する場合について、<u>育児時短就業給付</u>（短時間勤務期間中の賃金の10%）あり。</p> <p>者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務付け 回以上利用できる①～④のいずれかの措置（※）を義務付け ※①短時間勤務制度、②フレッ</p>	<p>子を養育する場合について、<u>育児時短就業給付金</u>（短時間勤務期間中の賃金の10%）あり。</p> <p>者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務付け 回以上利用できる①～④のいずれかの措置（※）を義務付け ※①短時間勤務制度、②フレッ</p>
資料編 272頁	年表	<p>06 福岡（10月～）</p> <p>6年 能登半島地震</p>	<p>06 石破 福岡（10月～）</p> <p>6年 能登半島地震</p>

令和7年版厚生労働白書 正誤表

「令和7年版厚生労働白書」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、HP上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
本文 190頁	7行目	前年比で <u>2万5千人</u> 減少した	前年比で <u>2万6千人</u> 減少した